

第72回国際獣疫事務局(OIE)総会の概要について

平成16年6月1日

27日、OIE総会において、概要以下のとおり合意され、28日に正式採択された。

1. BSEコードの改正

安全物品規定の創設

生体牛、牛肉等について、「安全に貿易できる」との改正提案は否決され、現行の規定を条項移動するのみとなった。(現在のリスク管理措置について次のコード委員会で検証することとなった。)

特定危険部位(SRM)

中リスク国及び高リスク国でのSRMを除去すべき月齢を6ヶ月から12ヶ月に引き上げ、全ての月齢の腸全体をSRMと定めた。(ただし、科学的根拠に関する懸念については、特別会合で検証することとなった。)

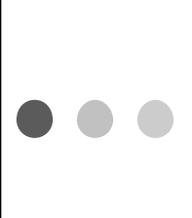
サーベイランス基準

リスク牛・通常と殺牛のサンプル数を明確化する改正提案は否決され、来年総会で、抜本的な見直しを行うこととなった。

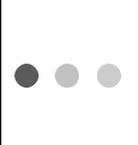
2. その他

BSE 暫定清浄国として、アルゼンチン、ウルグアイ、シンガポール、アイスランドが認定された。

鳥インフルエンザのレファレンスラボ研究所及び専門家として、北海道大学及び喜田教授が指定された。



第72回国際獣疫事務局 総会 (平成16年5月) 結果概要



絶対的安全物品

現行
(第2.3.13.8条)
BSEステータスに関わ
らず 条件を課さずに輸
入を承認すべきである」



改正後
(第2.3.13.1条)
輸入を認める場合には、獣
医当局は、BSEのステータ
スに関わらずいかなる条件
も課すべきでない

牛乳及び乳製品
精液及び一定の要件を備えた受精卵
獣皮及び皮革
獣皮又は皮革のみから調整されたゼラチン及びコラーゲン

条件付安全物品

現行
輸入国の当局は・・・の
条件を要求すべきである。



改正案
(第2.3.13.1条)
輸入を認める場合には、獣
医当局は、BSEのステータ
スに応じた本章に記載され
た条件を課すべきである

生体牛
牛肉及び牛肉加工品
骨由来のゼラチン及びコラーゲン
獣脂及び獣脂由来製品並びに第2リン酸カルシウム

3

牛肉輸入の際に要求すべき事項 (1)

国内制度に係る要件

BSE様症状牛の把握
・全ての牛についての生前検査
BSEの拡大防止・感染可能性のある牛の排除
・フィードバンの効果的实施
・由来する牛が飼養されていた農場まで追跡できる個体
識別制度が機能
・感染牛、その産子及び同居牛の完全な処分

4

牛肉輸入の際に要求すべき事項 (2)

輸出される牛が備えるべき要件

- BSEに感染した可能性のある牛の排除
- ・BSEに感染した雌牛の産子ではないこと (恒久的な個体識別制度により、由来する母牛及び牛群が特定)
 - ・フィードバンの効果的な実施以降に生まれたこと
 - ・7年間BSEの発生が確認されていない牛群で生まれ、飼育されたこと
- 牛肉の汚染の可能性の排除
- ・ピッシング等が行われていないこと
 - ・危険部位の適切な除去

特定危険部位に係るO Eコード見直し結果

	改正前			改正後		
	最小リスク国	中リスク国	高リスク国	最小リスク国	中リスク国	高リスク国
脳	30ヶ月齢超	6ヶ月齢超	6ヶ月齢超	30ヶ月齢超	12ヶ月齢超	
眼						
せき髄						
頭蓋						
脊柱						
扁桃	-	-	6ヶ月齢超	-	全月齢	
腸	-	6ヶ月齢超 (回腸遠位部のみ)	6ヶ月齢超	-	全月齢	
背根神経節	-	-	6ヶ月齢超	-	-	
三叉神経節	-	-	6ヶ月齢超	-	-	
胸腺	-	-	6ヶ月齢超	-	-	
脾臓	-	-	6ヶ月齢超	-	-	

サーベイランス基準 (現行)

対象 原則として、BSE症状牛
必要サンプル数 飼養頭数ごとに規定
30ヶ月齢を超える全牛群に対するBSE症状を示す牛の必要最小サンプル数

30ヶ月齢を超える全牛群 (頭/年)	必要最小サンプル数
500,000	50
1,000,000	99
5,000,000	300
10,000,000	367
40,000,000	433

不足する場合には、BSE症状のないリスク牛 (死亡牛等) 及び通常と殺牛によって補充 (具体的基準なし)。

サーベイランス基準 (改正案 :採択されず)

対象 原則として、BSE症状牛
必要サンプル数 飼養頭数ごとに規定
30ヶ月齢を超える全牛群に対するBSE症状を示す牛の必要最小サンプル数

単位 (頭/年)

30ヶ月齢を超える全牛群 (頭/年)	必要最小サンプル数
500,000	50
1,000,000	99
5,000,000	300
10,000,000	367
40,000,000	433

不足する場合には、リスク牛については100倍、通常と殺牛については5,000~10,000倍